

## 伊東市環境衛生協会規約

(名称)

第1条 本会は伊東市環境衛生協会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は伊東市市民部環境課に置く。

(目的)

第3条 本会は市内の町内会及び各種団体等の組織活動を通じ、地域住民自らの奉仕活動により、まちを汚れから守り、積極的に明るく美しい生活環境をつくることを目的とする。

(組織)

第4条 本会は各区に支部を置き、支部にそれぞれ支部長及び実践班を置く。

2 支部長は、行政協力委員長をもってあてる。

(事業)

第5条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 公衆衛生思想の普及
- (2) 町内会及び各種団体等の組織活動に対する技術的援助
- (3) 研究会、講習会、展示会等の開催
- (4) 優良団体及び個人の表彰
- (5) 優良施設、器具及び薬剤の推奨並びに斡旋
- (6) 上記条件に対応する体制の確立
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 会 長   | 1 人                   |
| 副 会 長 | 2 人                   |
| 理 事   | 1 1 人（会長、副会長及び監事を除く。） |
| 監 事   | 2 人                   |

(役員を選出)

第7条 本会の役員選出は次の方法による。

- (1) 会長、副会長は理事会で選出し、総会に報告する。
- (2) 理事は各区の支部長とする。
- (3) 監事は理事の中から互選し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第8条 会長は会務を総理し、会議を招集するとともに会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事あるときは職務を代行する。
- 3 会長は理事会の同意を得て副会長 1 人を庶務担当に委嘱することができる。
- 4 理事は、会長の命を受けて会務にあたる。
- 5 監事は本会の会務を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で交代した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は総会及び理事会とする。

(1) 総会は本会の役員及び支部役員をもって構成する。

(2) 理事会は会長が必要に応じ招集する。

(会議の権限)

第11条 総会は規約の改廃、事業計画及び予算・決算の承認を行う。

2 理事会は次の事項について審議する。

(1) 事業計画案及び予算・決算案

(2) その他会長が附議する事項

(会計)

第12条 本会の経費は次に掲げるものをもって、これにあてる。

(1) 会 費

(2) 市補助金

(3) 寄 附 金

(4) そ の 他

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。ただし、出納は翌年度の4月に行う監事による監査報告日の前日をもって閉鎖する。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

平成28年5月19日一部改正

附 則

この規約は、令和8年6月4日に施行し、令和8年4月1日から適用する。